

円滑な施工確保に向けた各種取組について (営繕工事)

国土交通省関東地方整備局

営繕部

平成30年6月

次 第

1. 営繕工事における働き方改革の取組
2. 営繕工事における円滑な施工確保に向けた取組

1. 営繕工事における働き方改革の取組

営繕工事における働き方改革の取組

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

<建設業の働き方改革 今後の取組の方向性>

- ① 適正な工期設定・施工時期の平準化
 - ・時間外労働の上限規制に対応できるよう、週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進
- ② 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
 - ・適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を含んだ適正な請負代金による契約を徹底
- ③ 生産性向上(i-Construction)
 - ・工事現場における生産性向上を図る観点から、ICTの積極的な活用や書類の簡素化を推進
- ④ ガイドラインの策定・周知
- ⑤ 不適正な工期への対応の強化
- ⑥ 民間発注者への支援等
- ⑦ フォローアップ

⇒ 省内対応に連動

<営繕工事における取組>

(凡例：既往・継続の取組—青字 新たな取組—赤字)

- 適正な工期設定 H30.2～見直し・変更
 - ① 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラムVer. 2(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期
 - ② 設備工事の適正な工期確保のため、概成工期(受電時期の目安)の設定、建築工事の工程表による設備工事の施工期間確保の確認に同プログラムの活用
- 週休2日の推進 H29.12～実施
 - ・建築工事標準仕様書において週休2日を適用 H29.9～実施
- ③ 原則、週2日現場閉所の試行とともに、週休2日工事をモニタリング
- ④ 週休2日促進工事(労務費の補正等)の実施 H30.4～実施
- 施工時期の平準化
 - ・予算取得の国債化(適正な工期確保にも寄与)、余裕期間制度の活用
 - ・長期国債の活用などにより、年度末に集中する完成時期の分散化
- 予定価格の適正な設定
 - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
- ICTの積極的な活用等 H29.12～改善(工事成績評定要領の運用改定)
 - ⑤ BIM活用・施工合理化工法の施工者提案による採用
 - ・民間で進められている施工合理化工法の評価、標準化の検討
- 書類の簡素化
 - ・書類の簡素化(現場での運用の徹底)、国の統一基準として工事の標準書式を制定
 - ・ICT活用などによる書類作成及び情報伝達の効率化方策の検討
- 設計意図の的確な反映 (建築固有の対応) H29.10～実施
 - ⑥ 遅滞ない設計意図伝達(施工段階の設計)のため伝達時期を遵守する旨を規定
 - ⑦ 各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映するため、工事契約後に決定すべき事項を適時に確定する仕組みを検討 H30.3～実施

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進

①公共建築工事の適正な工期設定に向けた取組

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの
(注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの

(赤字は主な変更点)

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更

○ 基本方針

工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定

適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記

○ 調査及び設計段階

(1) 次の期間の十分な想定

- ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
- ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自主検査等の後片付け期間を追記
- ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間

(2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施

(3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

○ 工事発注準備段階

(1) 適切な工期の入札条件への設定

(2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化

(3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

○ 入札契約段階

(1) 明確な質問回答と施工条件の明示

(2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

○ 施工段階

(1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施

遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記

(2) 工事の進捗状況の的確な把握

(3) 関係工事間の調整の適切な実施

全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを追記

○ その他留意事項

(1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮

(2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮

(3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

○ 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関等の仕組みを活用することを追記

○ 工期の変更

設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を実施

② 営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保

後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、
各工程の適正な施工期間を確保する。

1 概成工期の設定（工事発注準備段階）

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

2 実施工程表の確認（工事施工段階）

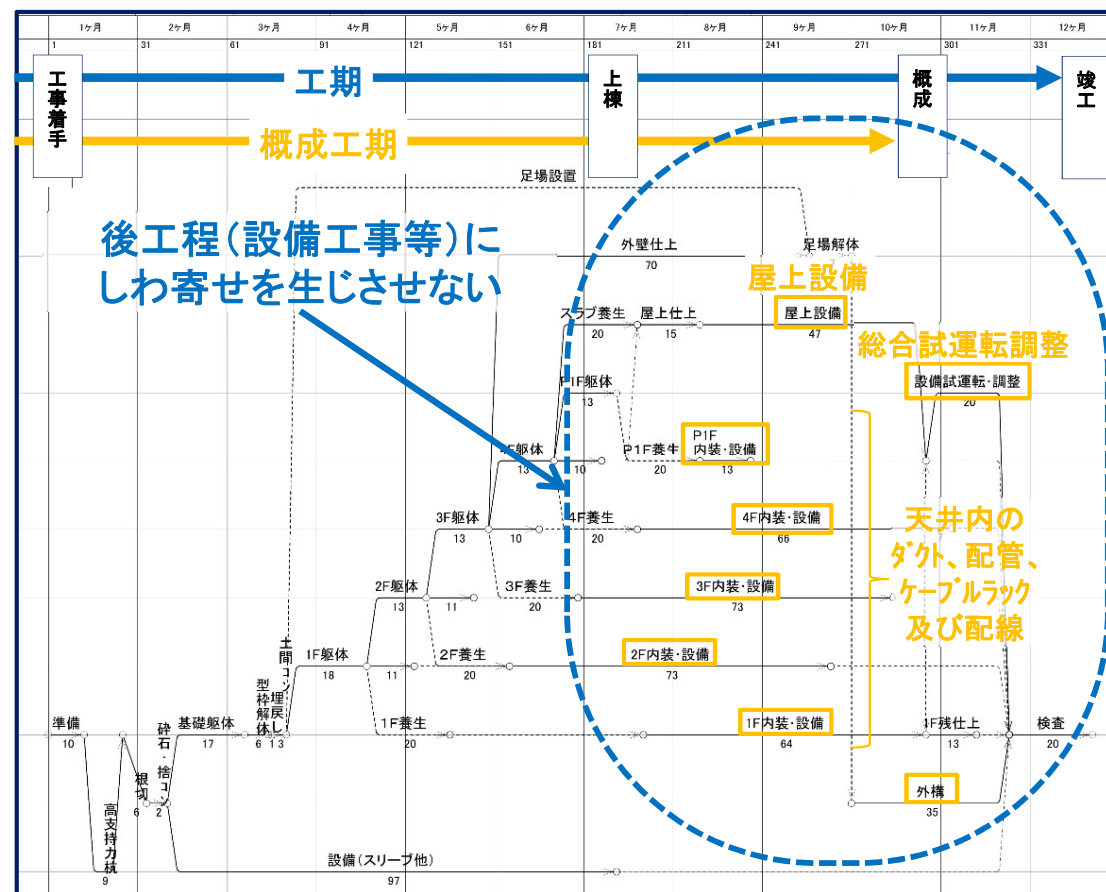
- 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること

- ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
- イ) 屋上設備
- ウ) 総合試運転調整

- 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

■ 建築工事の工程の例（事務所、RC－4、3、000㎡）



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 （一社）日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。

③営繕工事における週休2日工事のモニタリング

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

平成 2 9 年 9 月 1 3 日
大臣官房官庁営繕部計画課

営繕工事で週休2日（現場閉所）工事のモニタリングを実施 ～建設現場の就労環境の改善や担い手確保に向けて～

○ 国土交通省の営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等において、原則として土日祝日※1には施工を行わないこととしていますが、様々な事情から週休2日が確保されない場合があります。

○ 建設業の週休2日の推進等、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、営繕工事において、現場閉所を含む週休2日工事のモニタリングを実施し、週休2日の確保を目指すとともに、その阻害要因の把握とその改善方策の検討を進めることとします。

※1 土日祝日とは「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日」をいいます。

【モニタリング対象工事の内容等】

- 原則、延べ床面積約1,000 m²以上の新築工事で契約後に受発注者間でモニタリングの対象とする協議が整った工事。
- 原則（※2）、土日祝日は「現場閉所」とする。
 - ※2 現場閉所の頻度については、各現場の状況等を勘案し、受発注間の協議により適切に設定するものとします。
- 受発注者の予期せぬ事情により、目標の達成に向けた課題が生じた場合には、受発注者間で要因の把握や対応策を協議し、要因の解消に努める。
- 阻害要因の把握やその改善方策の検討を行うために、工事完了時点で受発注者へアンケート調査を実施。

【その他】

- 本年度発注工事で契約後、モニタリングの対象とする協議が整った案件から順次実施します。
- 引き続き、公共建築工事における工期設定の基本的考え方を踏まえ、適切な工期設定に努めます。
- なお、総合評価落札方式において週休2日の確保を評価項目として設定しません。また、工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定しており、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価します。

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

榊（さかき）、山本
代表 03-5253-8111（内線23223、23226）
直通 03-5253-8234

FAX 03-5253-1542

④国土交通省営繕工事における週休2日工事の概要

- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間（年末年始や工場製作期間などを除く）
- 発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式のいずれかで実施
- 現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正※

共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※ 発注者指定方式は当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正、①の現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）が未達の場合は減額変更。受注者希望方式は当初予定価格では労務費補正は行わず、現場閉所率達成状況により①～③の補正係数により増額変更

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合	1.05
②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）	1.03
③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）	1.01

- 平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する営繕工事で実施
- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用

⑤施工者提案による施工合理化技術の採用

(「営繕工事 成績評定要領の運用」の改定)

■取組内容 (平成30年1月1日以降に入札公告を行う営繕工事において実施)

- 営繕工事の生産性向上のためには、工事発注後の施工段階においても、施工者からの施工合理化技術の提案を促し、積極的に導入していく必要がある。
- このため、国土交通省地方整備局等が発注する営繕工事の成績評定方法を記した「**官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について**」を改正し、**施工合理化技術を活用した施工管理等の工夫を加点することを明記**した。
- これにより、施工者提案による施工合理化技術が、より確実に工事評定成績にて加点(最大2.8点)されることになる。

「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」 改定概要

～別添1「官庁営繕部工事成績評定実施要領」 別紙-1「審査項目運用表(営繕工事)」～

審査項目	細別	評価対象項目
創意工夫	...	... ☐ その他
	施工管理関係	☐ 出来高の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来高、品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☒ 施工合理化技術を活用した施工管理の工夫 ☐ その他
	...	... ☐ その他

変更

(原: CALSを活用した施工管理の工夫)

追加

- 他の「細別」(準備・後片付け、施工関係、品質関係、安全衛生関係、その他(NETIS))においても、施工合理化技術を導入して効果があったと認められた場合、加点する。＜要約＞

⑤ 建築分野(官庁営繕)におけるICT等の導入

① 「施工合理化技術」を反映した設計

- ・プレキャスト等の採用により
現場作業の生産性を向上

プレキャストの例

② 建築生産に携わる多様な関係者間の遅滞ない合意形成

- ・ASP※¹等の活用による
情報の一元管理
- ・BIM※²等の活用による
遅滞ない合意形成

※¹ Application Service Provider の略
※² Building Information Modelingの略

③ 「施工合理化技術」の導入及び工程管理の改善

- ・「現場作業」から「**ユニット化**」へ
- ・「人の作業」から「**自動化施工**」へ

鉄筋先組工法 溶接ロボット

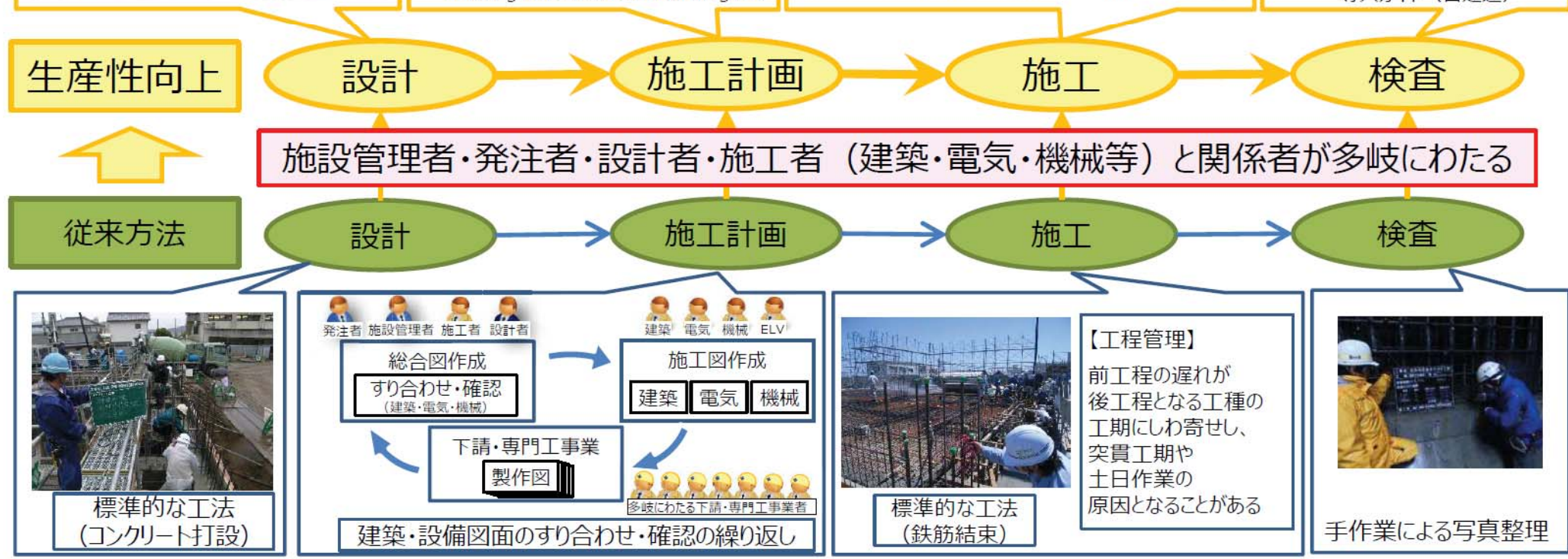
- ・工期算定プログラム等※の活用
- ・週休2日工事のモニタリングの実施

※ 例：建築工事適正工期算定プログラムVer2（日建連）

④ 工事関係書類の簡素化

- ・電子小黑板等のICTを活用し、
工事関係書類の作成手間を削減

出典：施工者のための電子小黑板導入ガイド（日建連）



⑤ 営繕工事において施工合理化技術の更なる活用促進

～i-Constructionの建築分野への拡大を踏まえ活用方針を策定～

- ・平成30年度に発注する新営工事において発注者指定で施工合理化技術の活用(試行)を開始します。
- ・総合評価落札方式で施工合理化技術の評価項目とする取組を導入します。
- ・施工合理化技術を提案し効果が確認された場合は、工事完了後の請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記します。

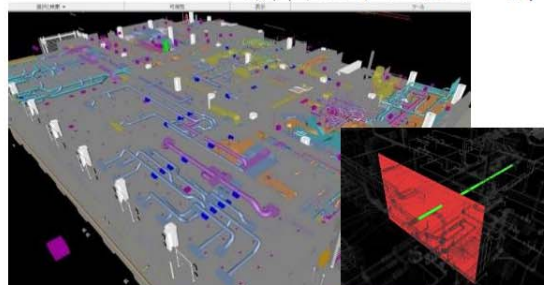
「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」の概要 (平成30年4月10日以降に入札契約手続きを開始する官庁営繕関係の新営工事に適用)

(1) 発注者指定で施工合理化技術^{※1}の活用(試行)を開始

実施内容：発注者指定で施工BIM、情報共有システム、ICT建築土工、電子小黑板の試行を実施、省人化効果等を検証。

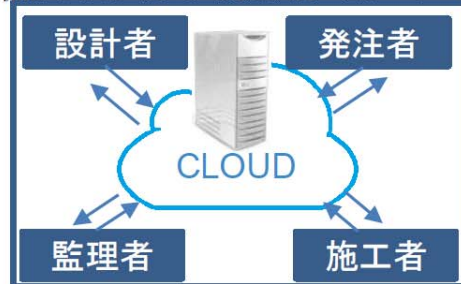
対象工事：平成30年度に発注する新営工事（官庁営繕費）であってS型^{※2}で試行【1）、3）、4）】

新営工事において、整備局等が定める運用に基づいて発注者指定で活用【2）】



1) 施工BIM **試行**

多様な関係者間の遅滞ない合意形成



2) 情報共有システム **活用**

情報の一元管理



3) ICT建築土工 **試行**

3次元MC・MG建機による施工



4) 電子小黑板 **試行**

工事書類の作成手間を軽減

(2) 総合評価落札方式で施工合理化技術の評価項目とする取組を導入

入口評価

実施内容：S型における技術提案の評価項目において施工合理化技術に関する提案を求め評価

対象技術：施工合理化技術（上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く）

対象工事：新営工事（建築・電気・機械）であってS型によるもの

例：プレハブ化・ユニット化



例：ロボット活用



(3) 施工合理化技術について請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記

出口評価

実施内容：施工合理化技術が提案され効果が確認されたものについては、請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記し、受注者に技術提案を促します。

対象技術：施工合理化技術（上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く）

対象工事：新営工事（建築・電気・機械）すべて

※1 施工合理化技術：プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するもの。

※2 S型：入札契約方式が技術提案評価型S型を指す。

2. 営繕工事における円滑な施工確保に向けた取組

- 小規模工事を主な対象とし、**営繕工事における円滑な施工確保のための取組み**を継続的に実施。
（H25年10月以降、順次取組を強化。これらの取組を継続、必要な改善・工夫。）

課題及びご意見等

参加要件が整わない

- ・ 技術者配置や職人確保が困難
- ・ 直轄工事の実績がない
- ・ 年度末に工期が集中

実勢価格の反映

- ・ 実勢価格と乖離
- ・ 現場条件等に応じた積算
- ・ 他工種が多い工事の積算
- ・ 設計変更の透明性と公平性

施工時の負担が大きい

- ・ 条件明示が不足、不明瞭
- ・ 工事書類が煩雑
- ・ 改修等における施工手間
- ・ 潜在リスクの低減
- ・ 適切な変更協議の実施

応札時の負担軽減

- ・ 積極的な情報発信と提供の工夫
- ・ 発注情報のきめ細かい公表
- ・ 入札時の提出書類簡素化

円滑な施工確保のための取組み

(1) 適正な参加要件と工期設定

- 必要最低限の参加要件（工事実績等）設定
- 適切な等級の設定
- 工事成績相互利用型総合評価方式の試行
- 適正な工期設定と施工時期の平準化

(2) 現場条件や実勢価格を反映した積算

- 取引実態をふまえた積算
- 「見積活用方式」の試行
- 共通費積上げ工夫と工期連動型共通費算定
- 積算数量の明確化と協議の円滑化
- インプレスライド等の確実な対応

(3) 工事管理の効率化

- 分かりやすい施工条件明示
- 工事関係図書等の効率化
- 必要な設計変更等の措置

(4) 入札時の負担軽減、情報提供の工夫

- 発注予定情報の提供の工夫（HP、RSS、メール配信）
- 工事内容、施工条件を分かりやすく伝える工夫
（公告時に工事概要書の参考配布）

- ・ 公共相談窓口の活用、会議等による情報発信
- ・ 担い手の中長期的な育成・確保のための取組み

今後の継続的な取組

1. 発注規模の適正化
2. 適正工期の設定
3. 平準化を考慮した発注計画
4. 「営繕積算方式」の普及・周知
5. 適切な設計変更
6. 工事関係図書等の効率化の継続的实施
7. 入札手続きの効率化
8. 発注情報の早期提供
9. 発注者間の連携強化と支援
10. 将来の担い手育成

地方公共団体等への周知
担い手不足、入職しやすい環境作り

実績要件の緩和(設備工事の例)

■ 企業に求める施工実績要件(例①)

平成14年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設又は改設の施工実績を有すること。

1. 工事種目 電灯設備(機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含む工事とする。)

■ 配置予定技術者に求める工事経験(例①)

一人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記の要件を満たす工事経験を有すること。

■ 企業に求める施工実績要件(例②) <種目が多岐にわたる場合>

平成14年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設の施工実績を有すること。

1. 延べ面積 3,000㎡以上(建物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。)
2. 階数 3階以上
3. 工事種目 空気調和設備、給水設備

■ 配置予定技術者に求める工事経験(例②)

上記の面積及び階数要件を緩和する。

※ 面積要件を設定する場合は、工事特性を踏まえた必要最低限の要件とする。

留意事項

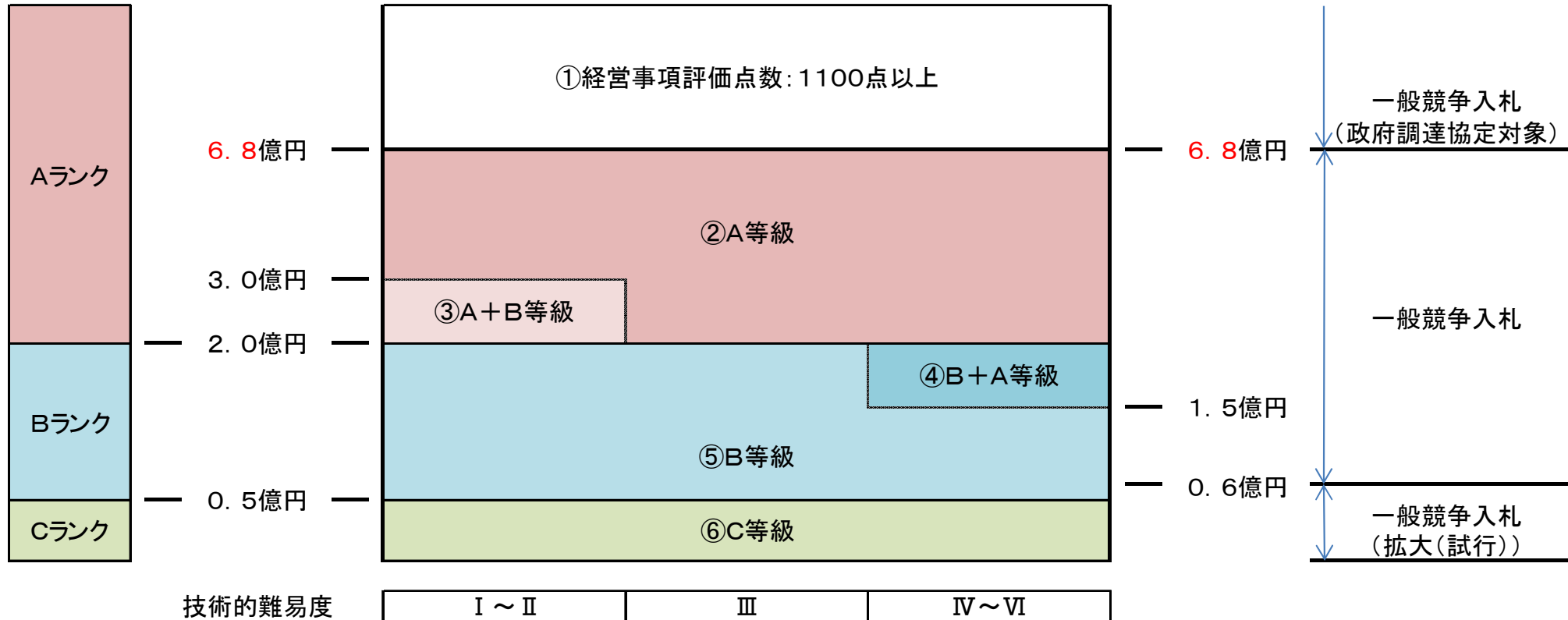
【企業に求める要件】

- 実績工事は、**民間工事、官公庁工事のいずれでも**申請が可能。
(評価の優劣はなし。)
- 「(ア)又は(イ)」と明示している場合は、**いずれの実績でも可。**
- 実績工事の要件として、**施工能力評価型で改修の場合は、原則として数値条件を付さない。**
(構造・面積等の数値が明示されている場合は、それを下回らないように留意。)
- CORINSで、建物の構造・規模、配置予定技術者の従事実績等が確認できない場合があるため、**提出前にCORINSの出力内容を必ず確認。**
- 民間工事等を含めCORINSで確認できない場合は、**構造・規模、用途、配置予定技術者の契約書の写し及び施工実績や工事経験が確認出来る必要最小限の図面を必ず添付。**

【配置技術者に求める要件】

- 配置予定技術者の経験については、**「役職(現場代理人、監理技術者等)」は問わない。**
(当該工事に従事した担当技術者でよい。)
- 配置予定技術者は、複数名(2人以上)申請することが可能。**※ ただし、すべての者が参加要件を満足する必要がある。**

＜設備の場合＞



＜地域要件（本店等の所在地）＞

- ①：WTO対象のため地域要件は付さない
- ②，③：関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店（本社）・支店・営業所
- ④～⑥：施工都県内（又は施工箇所等から〇〇km以内）に建設業法に基づく本店（本社）・支店・営業所

企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

○工事成績相互利用型総合評価方式

【目的】

1. 公共建築工事において競争参加者の参加を促す。
2. 工事成績データの共有化・相互利用の促進による、発注者間の連携強化を図る。

【試行の概要】

国(官庁営繕関係)の統一基準である「**工事成績評定要領**」に基づき評定点を算出・登録した**工事成績相互利用登録機関※**の**各府省等の工事成績データ**を、「競争参加資格」及び「総合評価落札方式の評価項目」において活用する取組み。

(※工事成績相互利用登録機関)

衆議院、参議院、最高裁判所、国立国会図書館、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、**国土交通省**、環境省、防衛省 等

【対象工事、開始時期】

- 工事規模 : **全ての営繕工事**
- 対象工事 : 建築工事(建築工事)、電気設備工事(電気設備工事)、機械設備工事(暖冷房衛生設備工事)、エレベーター設備工事(機械設備工事) ※()は国土交通省工事種別
- 総合評価タイプ : 施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)、技術提案評価型S型(WTO以外・WTO対象)
- 開始時期 : **平成29年4月**から入札手続きを開始する工事

【登録機関の工事成績データの活用】

①【競争参加資格(欠格要件)】

- 1) 同種工事が「工事成績評定点65点未満」を登録機関の工事成績を用いて評価
- 2) 当該工事工種の過去2年間の「工事成績評定点が平均点60点未満」を登録機関の工事成績を用いて評価

②【評価項目】

- 1) 企業の工事成績評定点を登録機関の工事成績を用いて評価
- 2) 配置予定技術者の工事成績評定点を登録機関の工事成績を用いて評価

現場実態を考慮した適切な工期の設定

○ 適切な工期設定に関する配慮事項

発注者の責務

発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする

(「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照)

発注者は、「適切な工期」を実施するために、以下の事項に配慮する。
 なお、工事費が工期に連動することに留意する。

① 予算措置段階

予算措置段階における工期の設定が、以降の対応に大きく影響することを念頭において、適切な工期の設定に努める。工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

② 設計、工事発注段階

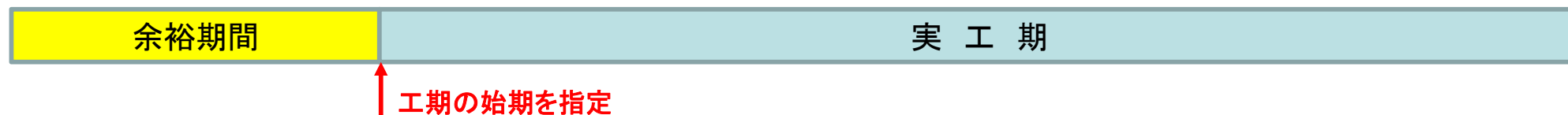
- **自然的要因**(多雪、寒冷、多雨地域、地質、透水など)、**社会的要因**(労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など)、**休日**等による**不稼働日**を踏まえた工期を設定する。
- 特定の**施工条件**は**設計図書**に**明示**し、それらを考慮して工期を設定する。必要に応じて、**施工手順**を図示することも検討する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、設備の最終調整や各完了検査などを考慮し、**実情に応じた工期**を設定する。

③ 施工段階

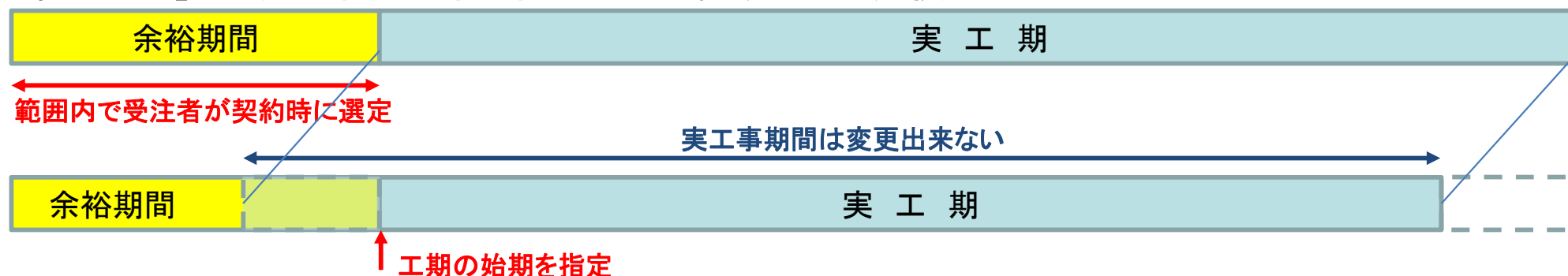
当初発注時には予見できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り**設計変更等**を適時適切に実施する。

余裕期間の設定

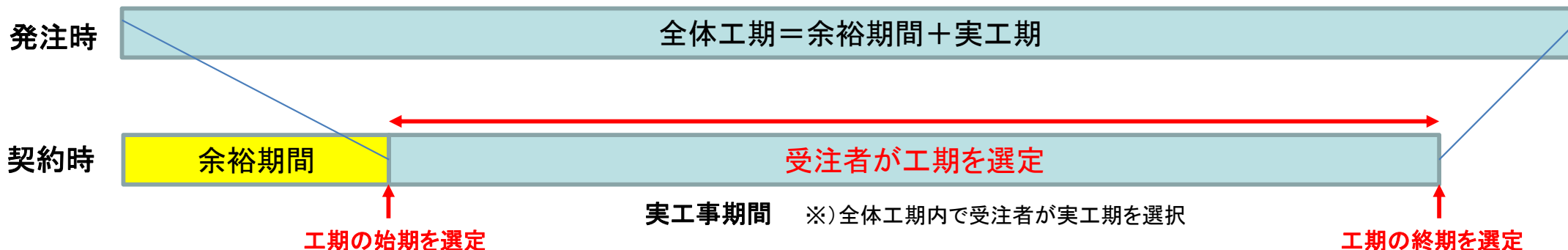
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



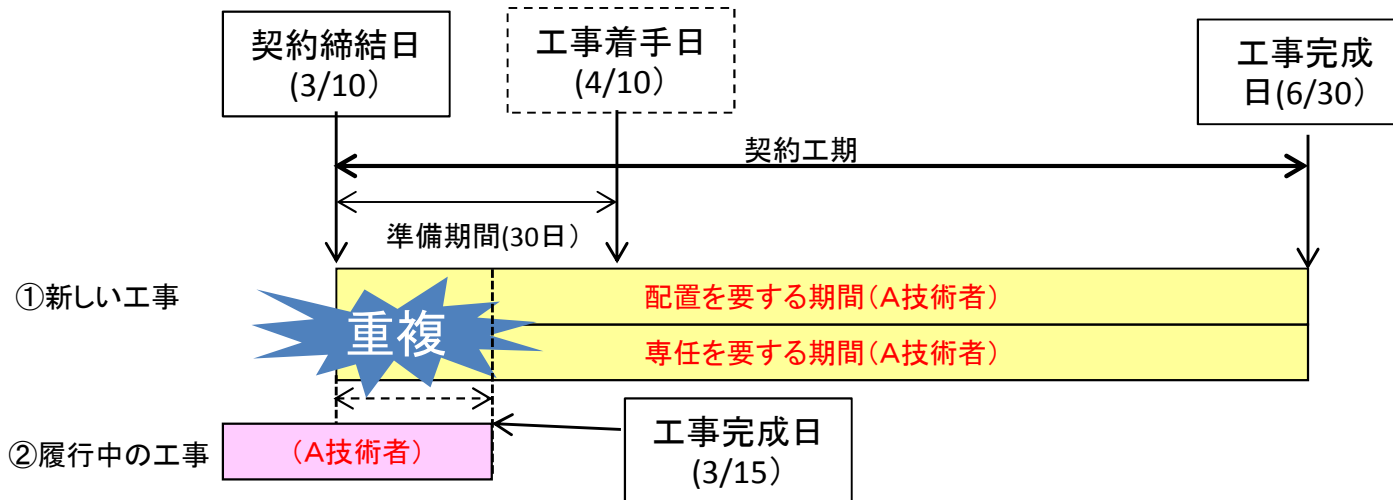
③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・片付け期間を含む。

余裕期間を設定した場合の技術者配置

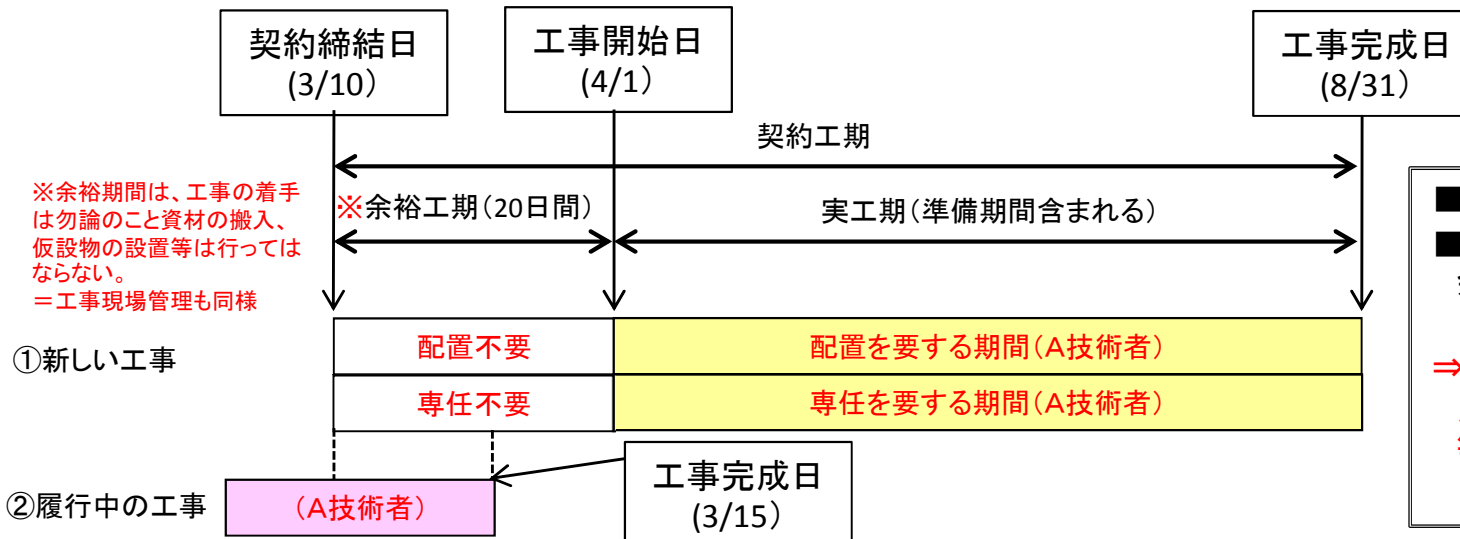
■これまでの工事における技術者の配置(例)



- これまでの工事においては、現場へ専任を要する期間について、入札説明書、特記仕様書に明記しておらず、「契約工期」について、技術者の配置、専任を求めていた。
- 一方、例えば年度末(3月)に工期を迎える工事を担当している監理技術者等が専任で工事を実施している場合、3月に契約を予定している新規工事の配置予定技術者として配置することができなかった。

新工事に配置予定技術者として、参加が不可能

■余裕期間を設定した場合の技術者の配置(例): 余裕期間を見込む場合



※余裕期間は、工事の着手は勿論のこと資材の搬入、仮設物の設置等は行っていない。
＝工事現場管理も同様

- 発注者の計画的な発注の促進
 - 受注者の円滑な施工体制の整備の観点から余裕期間を確保
- ⇒ 余裕期間は準備工等以前の建設資材、労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置、現場への専任を要しない。

余裕期間内は、履行中の技術者であっても配置予定技術者として、参加が可能

※建設業団体等との意見交換を踏まえ整理

○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適切な予定価格を設定するためのポイント

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定が必要

- 工事内容や施工条件に応じた、適切な単価を算定するため、市場単価を補正する「市場単価補正方式」の採用
- 実勢価格の把握が困難な場合に、入札参加者から見積を徴収して予定価格に反映する「見積活用方式」の採用

(2) 現場実態を反映した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示が必要

- 揚重機、仮設用地借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通費に積上げ(契約変更で精算も可能)
- 共通仮設費の積上げ項目等について、施工条件明示、公開数量書への明記にかかる取組
- 地域外労働者を確保するための費用(旅費や宿泊費)を契約変更で精算し、共通費に積上げ

(3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定が必要

- 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「工期連動型共通費積算方式」で増額変更

(4) 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更が必要

- 施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動に伴うスライド条項の適切な運用を徹底



○ 地方公共団体への支援

- 『営繕積算方式』の地方公共団体への普及・促進及び「公共建築相談窓口」における相談対応の推進

○ 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行

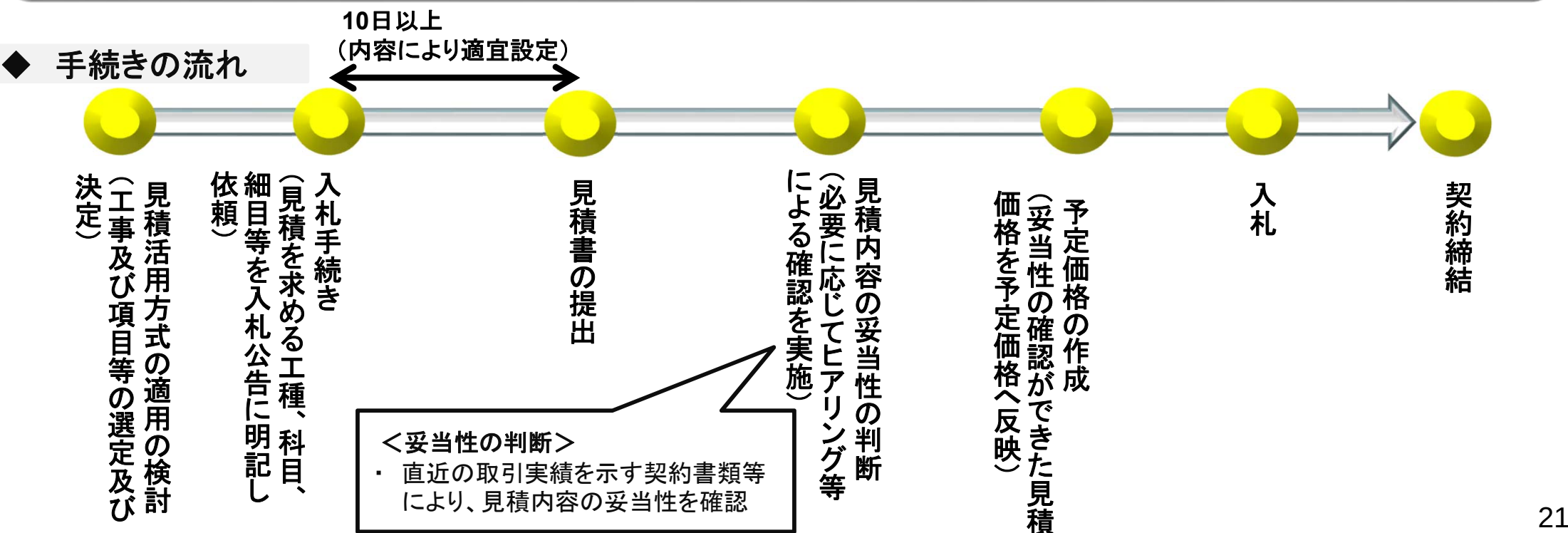
◆ 「見積活用方式」の概要

入札の不調・不落が発生している工事において、公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下「標準積算」という。）と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を作成する方式

◆ 対象工事及び項目

対象工事：標準積算と実勢価格に乖離が生じ、不落になった工事等
対象工種：直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目、並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分
例）鉄筋工事（加工組立）や型枠工事の単価

◆ 手続きの流れ

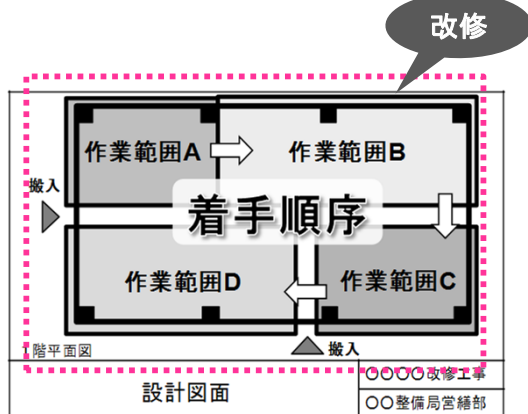
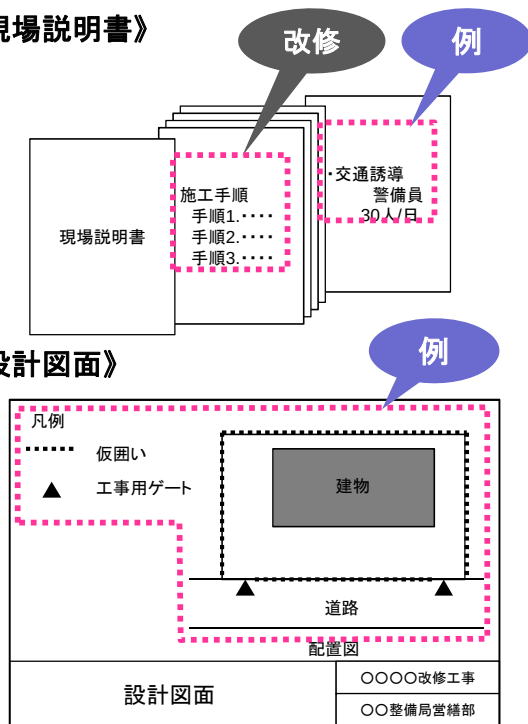


- 共通仮設費積上げ項目である仮囲い、交通誘導警備員等を施工条件として明示
- 工程に影響を及ぼす施工区分・手順を施工条件として明示→工事費内訳書の作成に反映

**精算変更
も可能に**

【例】 仮囲い、工事用出入口、交通誘導警備員に関する施工条件明示

《設計図面》



名称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費 (率算定分)	※共通仮設費率により算定	1	式			
小計						
共通仮設費 (積上げ分)	※積上げにより算定					
仮囲い	万能鋼板 H=2.0m	243	m			
工事用ゲート		2	ヶ所			
交通誘導警備員		30	人			
揚重機械器具		1	式			別紙 00-00
小計						
計						

例

現場実態を踏まえて、標準的な配置計画では、
施工が困難と考えられる場合は、揚重機の能
力や設置期間等について施工条件明示を検討

参考【改修(例)】 改修工事の工程(作業範囲及び手順)等に関する施工条件明示

作業範囲毎に区分した工事内訳書の作成

直 接 工 事 費 中科目別内訳					
庁舎					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計				〇,〇〇〇,〇〇〇	
内装改修	撤去	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
内装改修	改修	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計				〇,〇〇〇,〇〇〇	

工 事 費 細 目 別 内 容								
1. 建物 ①庁舎 内装改修 改修								
名	称	摘 要	数量	単位	単価	金額	備考	
ビニル床シート		無地厚さ2.5 段床 熱断層工法	200	m ²	〇〇〇	〇〇〇		
ビニル幅木		高さ60	110	m	〇〇〇	〇〇〇		
壁 せつこうぶ- 張り (GB-R)		厚12.5 不燃被覆下地 交付付	300	m ²	〇〇〇	〇〇〇		
天井 せつこうぶ- 張り (GB-R)		厚12.5 不燃 交付付	200	m ²	〇〇〇	〇〇〇		
計							〇〇〇	

直 接 工 事 費 中科目別内訳				
庁舎				
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額
直接仮設	作業範囲 A	1	式	〇〇〇,〇〇〇
直接仮設	作業範囲 B	1	式	〇〇,〇〇〇
直接仮設	作業範囲 C	1	式	〇〇,〇〇〇
直接仮設	作業範囲 D	1	式	〇〇,〇〇〇
計				〇,〇〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 A 撤去	1	式	〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 A 改修	1	式	〇〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 B 撤去	1	式	〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 B 改修	1	式	〇〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 C 撤去	1	式	〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 C 改修	1	式	〇〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 D 撤去	1	式	〇〇,〇〇〇
内装改修	作業範囲 D 改修	1	式	〇〇〇,〇〇〇
計				〇,〇〇〇,〇〇〇

直 接 工 事 費 細目別内訳		数量	単位
1.建物 1)庁舎 内装改修 作業範囲D 改修			
直 接 工 事 費 細目別内訳		数量	単位
1.建物 1)庁舎 内装改修 作業範囲C 改修			
直 接 工 事 費 細目別内訳		数量	単位
1.建物 1)庁舎 内装改修 作業範囲B 改修		40	㎡
接 工 事 費 細目別内訳		数量	単位
建物 1)庁舎 内装改修 作業範囲A 改修		60	㎡
名 称	摘 要	数量	単位
床シート	無 地 厚さ2.5 一般床 熱溶接工法	40	㎡
幅木	高さ60	20	m
壁 せつこうボード 張り (GB-R)	厚12.5 不燃鋼製下地 突付け	60	㎡
天井 せつこうボード 張り (GB-R)	厚12.5 不燃 突付け	40	㎡
計			

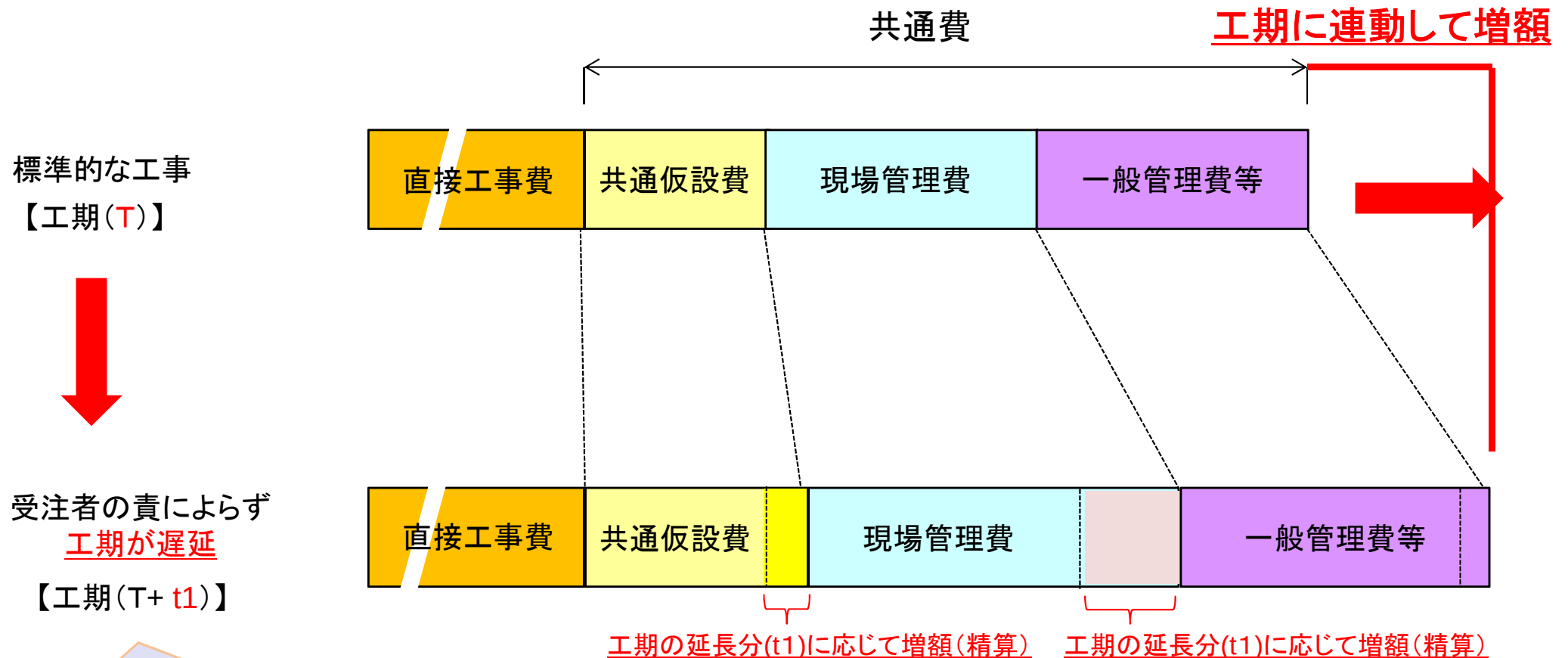
作業手順等の明示により、数量が複数工区等に分割されることから、小規模、僅少数量が多くなる

現場実態を考慮した適切な工期の設定

○ 工期延長に対応した共通費（共通仮設費、現場管理費）の算定

「工期連動型共通費積算方式」

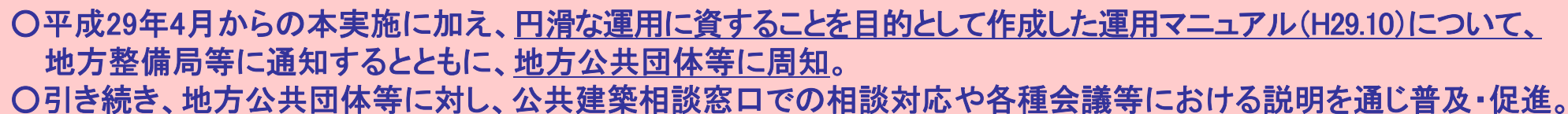
※「公共建築工事共通費積算基準」より



契約変更が必要

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

- ・平成28年4月から営繕工事に試行導入
- ・試行結果を踏まえ、平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から本実施に移行



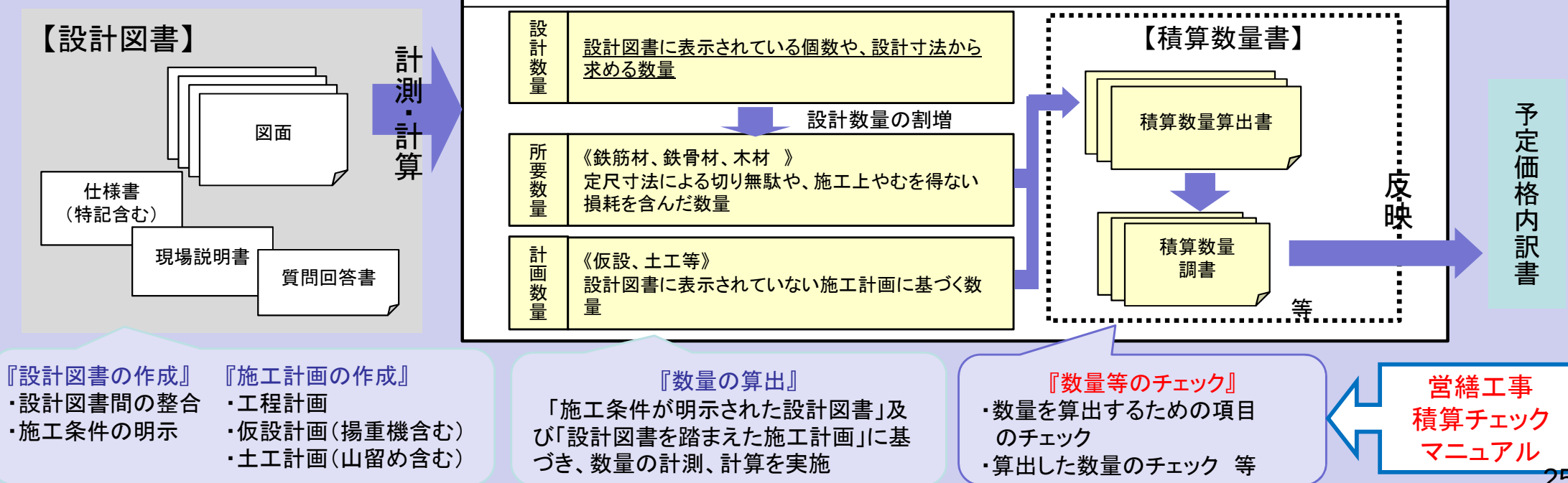
概要

- 積算数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図ることを目的に、積算業務の各過程においてチェックすべき項目や数量確認のための数値指標を整理(H27.3)
- 会議等各種機会を活用した地方公共団体等への普及・促進

構成

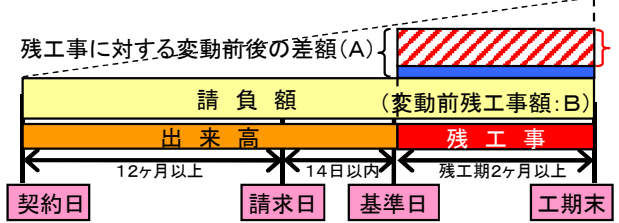
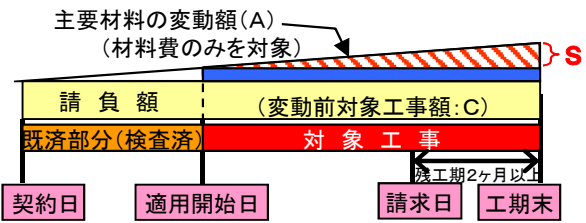
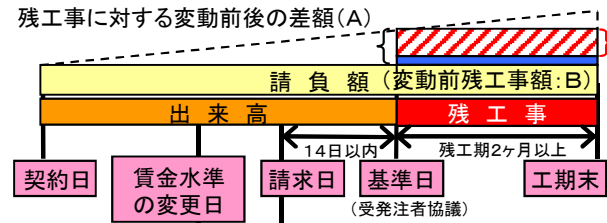
- 数量算出チェックリスト(例:コンクリートの増打ち部分はきちんと計上しているか)
 - 積算数量調書チェックリスト(例:コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか)
 - 数量チェックシート (例:コンクリート総量は延床面積×(0.8~1.0)の範囲であるか否か)
- ※建築・電気設備・機械設備それぞれ作成(新営・改修とも。なお数量チェックシートは建築のみ)

数量積算の概要



施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

○ 契約約款第25条(スライド条項)の適切な運用

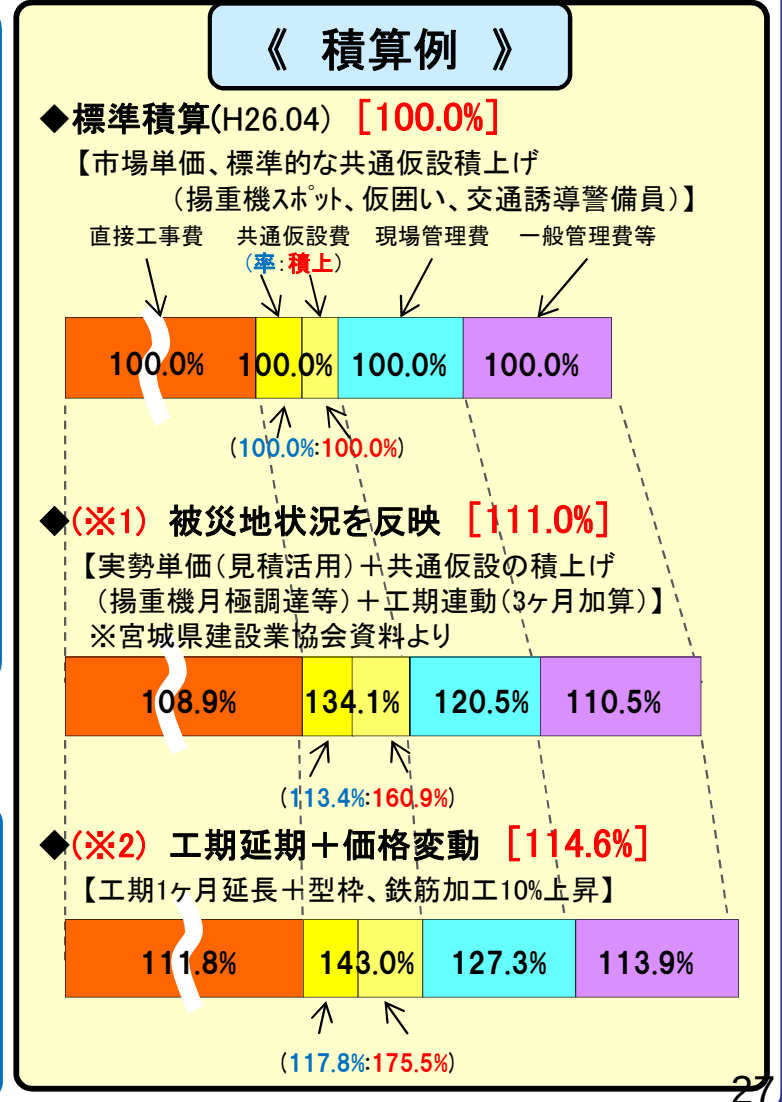
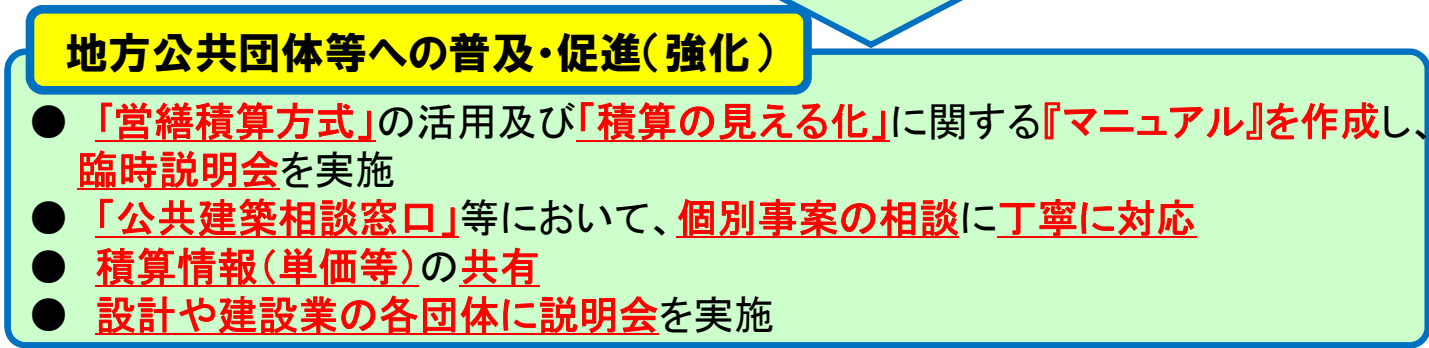
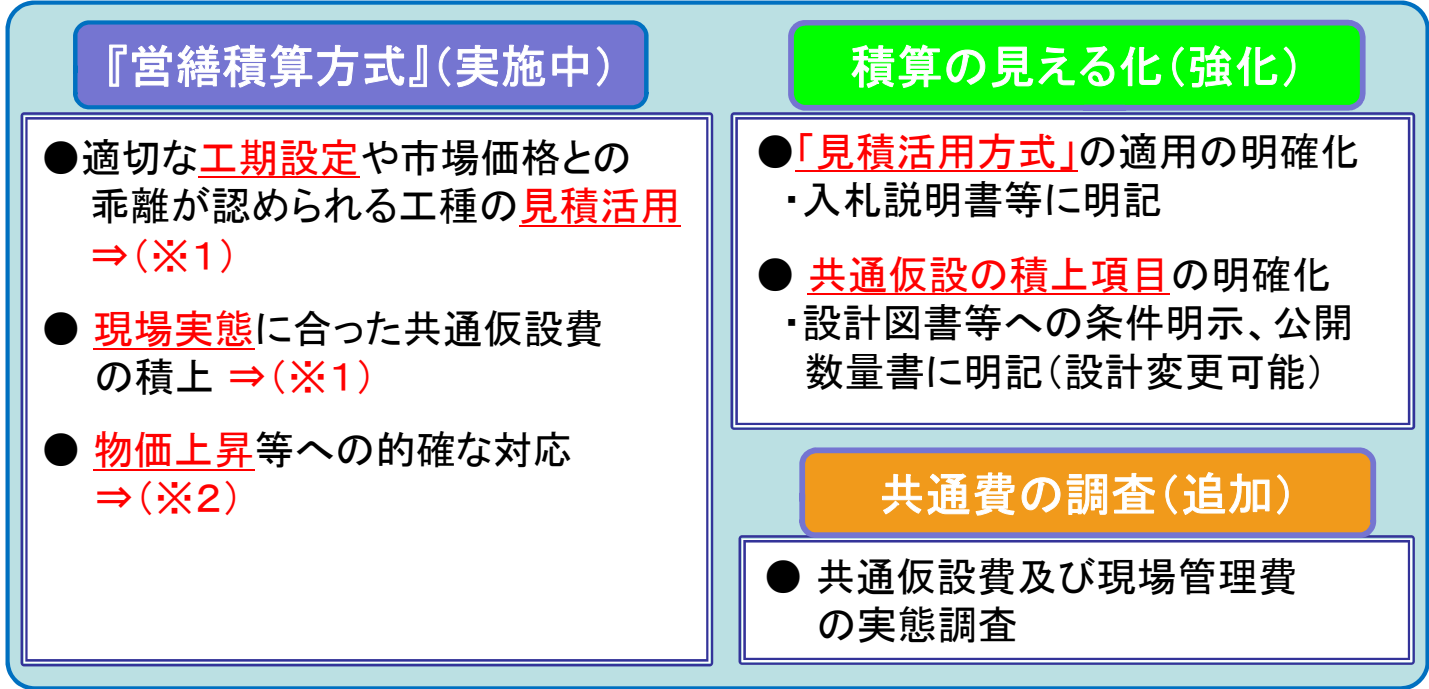
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事項に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされた日以降の基準 日の残工事項に対する資材、労務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知(第1次石油危機当時)
概要図		$S = \text{全体スライド変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$ の場合のみ、全体スライド適用可能 	$S = \text{単品スライド変更額} = A - C \times 1\%$ ただし、$A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品スライド適用可能 主要材料の変動額(A) (材料費のみを対象) 	$S = \text{インフレスライド変更額} = A - B \times 1\%$ ただし、$A > B \times 1\%$ の場合のみ、インフレスライド適用可能 残工事に対する変動前後の差額(A)  次の賃金水準の変更日まで

【スライド額】(賃金等変動に対する工事請負契約書第25条6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版))

○ 材料単価、複合単価、市場単価、見積単価の変動価格を算出する

- 学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、災害公営住宅の取組みと整合を取り、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法(『営繕積算方式』等)の普及・促進

直轄工事(営繕工事)の積算手法を地方公共団体へ情報提供し、個別相談等に丁寧に対応



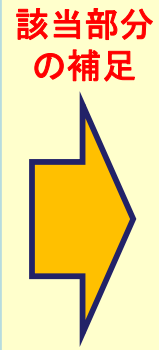
- 官庁営繕工事の改修工事では、入居官署が執務を行いながら施工する場合が多いため、工事の実施に当たっては、それらの制約を踏まえて工程に関する施工条件を設定することが特に重要。
- 不調・不落対策として、工程に影響を及ぼす「施工手順」を施工条件として明示し、施工時の負担を軽減。

1. 設計図書(工事請負契約書 第1条)への適切な明示

明示項目等

施工条件明示について（平成14年5月30日付 国営計第24号）

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査機関。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設機関 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	
公害関係	
安全対策関係	
⋮	⋮



明示方法

改修工事の工程に関する施工条件の明示方法を指定

※設計図書への明示のイメージ

・現場説明書による明示

現場説明書

施工手順
手順1.
手順2.
手順3.
⋮

・設計図面による明示

1階平面図

作業範囲A → 作業範囲B
↓
作業範囲D ← 作業範囲C

着手順序

設計図面

〇〇〇〇改修工事
〇〇整備局営繕部

2. 現状を踏まえた適切な施工条件の設定

実地調査を実施した上で、改修対象施設の現状を踏まえた適切な施工条件を設定。

営繕工事関係図書等の効率化

作成文書

- 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針
- 同 実施要領(案)の作成

目的

- 工事関係図書及び工事完成図書を明確化することにより、発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的とする。
- 情報通信技術（ICT）を利用することができるものとし、受発注者双方の単純作業を削減し、発注者及び受注者の業務をさらに効率化を図ることを目的とする。

実施方針の概要

- 昨年来より取組んでいる「不調・不落対策」の一環として制定
- 発注者が受注者に提出を求める工事関係図書等の基本的な考え方を示し、それらを体系的に整理
- 効率化にあたり、全国的に統一すべき概念を記載

実施要領(案)の概要

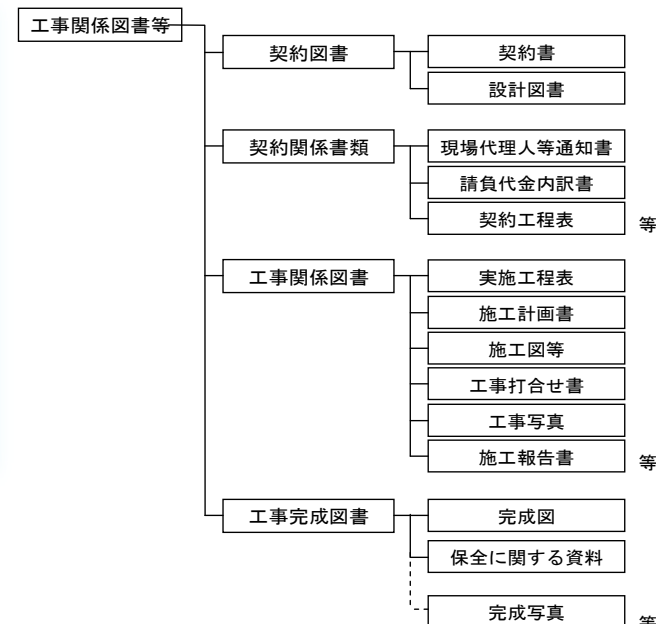
- 効率化についてより具体的な取り組みを示す
- 例えば、工事関係図書の一覧を提示。

実施方針,実施要領(案)の形態

- 実施方針は本省で制定し、地整局へ通知
- 実施要領は本省で(案)を作成し、地方局へ参考送付

参考 (国交省のHP)

- ～工事関係図書等に関する効率化実施方針
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000012.html
- 関東地方整備局の取組
http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html



工事関係図書等体系図

工事関係図書等一覧表(抜粋)

作成時期	種別	工事関係図書等			書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け					
		※1 様式 番号	※2 標準書式	※3 書類名称		発注者	受注者	提出		提示		その他	
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員 へ連絡	
		—		* 施工管理技術者通知書	標準仕様書		○	○					設
		B8	標準書2	* 電気保安技術者通知書	標準仕様書		○	○					設
		—		工事用電力設備の保安責任者報告	標準仕様書		○	○					
		B9	標準書3	技能士通知書	標準仕様書		○	○					該
		B10		技能資格者通知書	標準仕様書		○	○					該
		B13	標準書6	緊急連絡体制	建築工事安全施工技術指針		○	○					
		—		* 工事安全計画書	現場説明書		○	○					
	工事関係図書	C2 (1)～(5)	標準書10 (1)～(5)	* 施工体制報告書 (別添施工体制台帳)	建設業法第24条 公共工事の入札及び 契約の適正化の促進 に関する法律第13条 標準仕様書		○	○					建 し、 な 適 を 制 制

営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(以下、26年版ガイドライン)』を策定した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定した。

- ◇主な改正点
 - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
 - ・Q & Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知（H27. 10月）

HPの改善(公告等の概要)

- 公告中の工事については、HPに公告文を掲載するとともに、公告のポイント等を取りまとめた「**入札公告等の概要**」を掲載

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		〇〇(18)電気設備改修工事
工事種別		電気設備工事
工事場所(都県)		東京都
工事場所(市区町村)		〇〇区〇〇1-2-3
工事概要		庁舎(既存) RC-3 約3,800m ² 静止型電源設備改修 一式 他
担当事務所		〇〇営繕事務所
公告日/期限日/開札日		H30.〇.〇 / H30.〇.〇 / H30.〇.〇
工 期		H30.▽.▽
入札契約方式/落札方式		一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(施工能力評価型〇型)
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 〇等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成15年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。 ……
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。 ……

小規模改修工事については、上記に加えて「**工事概要書**」を掲載

「工事概要書」の参考配布 (競争参加者にとって工事内容等を平易に理解いただくために)

- 小規模改修工事について、工事内容、施工条件、採用している円滑な施工確保のための対策や取組について明示し、公告時に「工事概要書」(参考資料)として配付 (※ 施工上の留意事項、手順などを明示)

工事概要書(ひな形)

「〇〇庁舎(18)電気設備改修工事」の概要(参考)

※ 設備(直流電源改修工事)の例

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、〇〇庁舎(〇〇市〇ー〇)(庁舎:RC造、地上3階地下1階、延べ面積〇〇〇〇㎡)において、直流電源装置及び直流電源幹線を改修する工事です。

(1) 主な工事内容

・庁舎:電灯設備、電力貯蔵設備の改設

(2) 施工時期、施工時間、施工手順(想定)

・施工時間については、現場説明書説明事項その2の施工時間を参照してください。

(3) その他留意点

・閉校日の作業は原則として、午前9時から午後5時までとする。なお、業務に支障の無い作業やこれによりがたい場合は、監督職員と協議を行う。

・騒音や振動が発生する作業は、原則閉校日の午前9時から午後5時までとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議を行う。

・その他、工事中に生じた施工条件については、監督職員との協議による。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価(平成27年2月)」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、現場条件や実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任を要しません。

また、これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は要しません。

■ 施設整備の必要性、社会的要請等について記載

■ 工事内容のポイントを明示

■ 現場条件、施工上の留意点を記載

■ 積算に反映している施工手順等を明示

■ 円滑な施工確保のために実施する対策や取組を記載

関東地方整備局トップページ
http://www.ktr.mlit.go.jp/

関東の富士見百景は、富士山への良好な眺望を得られる地点を選定し、周辺の景観の保全

道の駅

休憩の場、買い物の場、道路交通情報、観光情報そして食事。
ドライバーと地元のふれあいの場として、「道の駅」があります。

當繕事務所ホームページ

リンクをクリック

バナーをクリック

「営繕部ホームページ」に
営繕工事発注関連情報を集約

営繕 公共建築物の営繕と保全

入札契約

宮繕工事・業務関連情報

宮繕工事発注見通し一覧

[営繕工事発注見通し一覧\(更新2014.5.16\)](#) [Excel: 100KB]

宮繕業務発注見通し一覧

[建築設計業務 業務発注一覧表\(更新2014.5.16\)\[Excel:32KB\]](#)

[設備設計業務 業務発注一覧表\(更新2014.5.16\)\[Excel:30KB\]](#)

工事入札公告等(工事場所別)

(東京都・練馬区・渋谷区・板橋区・豊島区・千代田区・新宿区・港区・北区・文京区・埼玉県全域)
(東京都荒川区・足立区・墨田区・中央区・台東区・葛飾区・江東区・江戸川区・千葉県全域)
(東京都中野区・世田谷区・品川区・杉並区・目黒区・大田区・特別区の存する区域以外の区域、
(栃木県全域、茨城県全域)
(神奈川県全域)
(長野県全域、群馬県全域)

注意事項

※本ページに公開されている情報は、定期的に更新しておりますが、最新の営業工事・業務入札情報については「入札情報サービス」ホームページをご覧ください。

こちらからもHPに
アクセスできます



公告中の工事は、工事場所別に

- ・ 公告文
- ・ 入札公告等の概要、工事概要書を掲載

[illegible][東京第一當舖事務所ホーム](#) > [入札契約情報](#)

入札契約情報

一般競争入札の公告(工事)

公告日	申請書等の提出期限	開札日	案件名(クリックすると概要書が表示されます)	公告文
平成26年5月12日	平成26年5月19日	平成26年6月4日	関東農政局地域第三課庁舎(14)内閣整備工事[PDF:188KB]	公告文[PDF:148KB]
平成26年4月15日	平成26年4月22日	平成26年5月13日	豊島地方合同庁舎(14)エレベーター設備改修工事	公告文[PDF:158KB]
平成26年2月21日	平成26年2月28日	平成26年3月18日	豊島地方合同庁舎(13)エレベーター設備改修工事	

告文[PDF:154KB]

発注見通しの新着情報の自動配信を開始(H27.3～)

RSS へ登録すると 最新情報(営繕工事・業務の発注情報等)が 自動配信されます。

RSS (アール・エス・エス: Rich Site Summary)

ウェブサイトの情報や記事の見出しを効率よく
入手することができるフォーマットです。

これまでは、“その都度”情報更新を確認して
頂いておりましたが、RSSの登録により、
情報更新の通知が自動配信されますので、
工事・業務の発注情報が“より早く・確実に”
入手することができます！

- ・RSS配信を開覧するため、RSSリーダー又はRSS対応ブラウザ、
メールソフト、スマートホン対応アプリを用意してください。
- ・国土交通省関東地方整備局で提供しているRSSのURLをRSSリーダー等に
読み込んでください。
- ・読み込み方法の詳細は、各RSSリーダー等の使用方法に従ってください。

◆ご利用上の注意事項

- 1) RSSの情報更新は必ずしも公表時間とは一致しません。
- 2) RSSリーダーなどの設定方法、機能、動作使用などについては、
それぞれの提供元にお問い合わせください。
(国土交通省関東地方整備局では個別のお問合せには応じられません。)
- 3) RSS配信後、掲載期間の終了等によりページが削除されたり、
URLが変更となる場合があります。

関東地整 営繕部

検索 

◆お問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
営繕部 公共建築相談窓口

TEL: 048-600-3151 (内線5114または5153)
<https://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/eizen/input.htm>



利用方法の一例 ～メールソフト(Outlook)での登録例～

- ①関東地方整備局営繕部ホームページの入札契約情報ページを開き、 RSS をクリックします。
- ②RSSのページから、【URL】をコピーします。
- ③Outlookを開き、【ファイル】メニューから【情報】→【アカウント設定】をクリックし、
- ④【RSSフィード】→【新規】をクリックし、新しいRSSフィードに②の【URL】を貼付け、登録完了です。
- ⑤新着情報のお知らせが自動的に通知され、リンク先から更新ページを確認することができます。

①関東地方整備局営繕部ホームページ



②RSSページ【URL】をコピー



③Outlookの【ファイル】→【情報】→【アカウント設定】



④Outlookの【RSSフィード】→【新規】→【URL】貼付



<登録完了>

【URL】をコピー

⑤Outlook RSSにて新着情報お知らせ



更新情報をメールで通知

発注予定情報の提供の工夫③ メール配信サービス

概要

- 入札参加者の拡大を図り、円滑な施工の確保を図る観点から、平成30年度も引き続き、官庁営繕工事・業務について、メールマガジンによる発注情報の配信サービスを行います。
- 官庁営繕工事・業務の公告日(原則)に、概要を配信希望者に送付します。
- 配信登録は以下のホームページで受け付けます。(登録済の方は、再登録の必要はありません。)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて(全国の官庁営繕工事・業務)

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への発注情報のメール配信を平成30年度も引き続き行います。公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。(既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。)

○メール配信内容

原則、入札公告日(または公示日)に、以下の内容(イメージ)が配信されます。(発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前9時以降)
 なお、正式な内容は入札情報サービス(<http://www.i-ppi.jp>)にてご確認ください。

メール配信内容(イメージ:工事の場合)

件名: ●●地方整備局営繕部 発注情報

本日、平成○年○月○日、次の工事の入札公告を実施しました。

工事名:「○○改修工事」

工事種別: 建築

等級区分: ○等級

工事場所: ○○県○○

技術資料の提出締切日: 平成○年○月○日

詳細は入札情報サービスのページで公開しています。

《 <http://www.i-ppi.jp> 》

また、○○地方整備局のHPでも公開しています。

(本メールの案件に関する情報更新は、数時間遅れる場合があります。)

《 http://www.*** 》

※このメールは配信専用です。

こちらからもHPに
アクセスできます



これをクリック



配信の流れ

1. 配信希望者が配信登録用HPにて、配信希望内容を登録します(登録情報はASPセンターに保存されます)。
2. 各発注機関(本省・地整営繕部等)が、公告情報(公示情報を含む)をASPセンターに入力します。
3. ASPセンターより、公告情報に合わせた配信希望者にメールが配信されます。

※ASP: (Application Service Providerの略)
 ソフト等のサービスをネットワーク上で提供するプロバイダ

公共建築相談窓口について

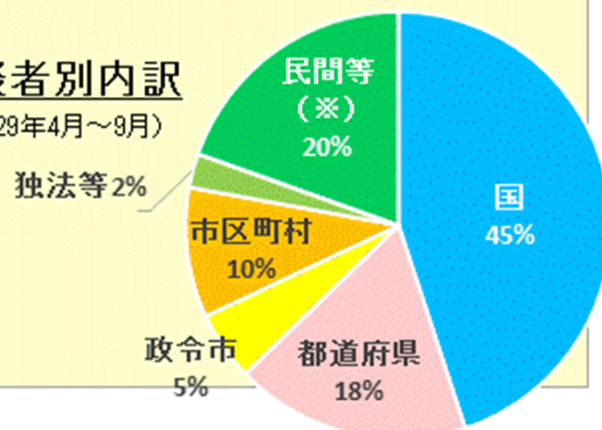
相談窓口について

- 国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設
- 平成14年から、公共建築に関する相談窓口を以下に統一的に設置
(国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

相談者等

- 平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)
は、延べ2,602件の相談を受付
- 平成29年度第上半期(平成29年4月～9月)
は、延べ1,282件の相談を受付

相談者別内訳
(平成29年4月～9月)



※民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等



相談内容等

- 主な相談内容
 - ・企画立案
 - ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
 - ・保全
 - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等
- 情報提供可能な直轄営繕工事の取組
 - ・適正な予定価格の設定方法
 - ・適切な工期設定の考え方
 - ・適切な設計変更
 - ・施工時期の平準化 等



組 織		窓 口	電 話	内線	対 象 地 域
関東地方 整備局	営 繕 部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		計画課課長補佐		5153	
	東京第一 営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—	埼玉県、東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区）
	東京第二 営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—	千葉県、東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区）
	甲武 営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—	山梨県、東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外）
	宇都宮 営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—	栃木県、茨城県
	横浜 営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—	神奈川県
	長野 営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—	長野県、群馬県